家賃助成及び転居費用助成制度の創設について

区では、住宅に困窮する低額所得者が地域で安定した生活を送れるよう、区営住宅の提供を行っていますが、区営住宅へ入居を希望する区民は多く、希望者すべてが入居できる状況にありません。加えて、家賃負担の軽減や住環境の改善のために転居を希望しても、転居に要する初期費用を準備できず、転居できない区民が一定数存在するなど、低額所得者をはじめとした住宅確保要配慮者への支援が課題となっています。

一方、民間賃貸住宅の空き室等は増えていることから、民間の住宅ストックを有効活用した支援策として、杉並区実行計画(令和6年~8年度)に定めたとおり、家賃助成制度を創設するとともに、併せて転居費用助成制度を創設しましたので報告します。

1 家賃助成制度について

希望しても区営住宅に入居できない世帯のうち、区営住宅の優遇抽選の対象としているひとり親世帯(配偶者等がない者が18歳未満の子どものみと同居している世帯)及び多子世帯(18歳未満の子ども3人以上と同居している世帯)を対象に、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成し、安定した居住を支援する。

(1) 助成対象

- ①以下のすべてに該当する世帯を対象とする。
 - ○ひとり親世帯もしくは多子世帯であること
 - ○区内に2年以上居住していること
 - ○当該助成金申請の前年度に区営住宅に申し込み、落選していること
 - ○世帯の所得が月収21万4千円以下であること(区営住宅の入居条件と同額) ※区営住宅に当選し、空き室待ち登録となった場合でも、登録期間内(毎年9月1日から翌8月31日)に住宅のあっせんがなかった場合は対象とする。
- ②上記に該当する場合であっても、以下の場合は対象外とする。
 - ○住宅セーフティネット制度の家賃低廉化補助により家賃が減額された住宅に居住している場合
 - ○社宅、従業員寮等の企業の福利厚生目的のための住宅に居住している場合
 - ○1年未満の短期間契約の住宅に居住している場合
 - ○生活保護法に規定する住宅扶助費等の公的な給付等を受けている場合

(2) 助成対象経費

助成対象世帯の構成員が賃貸借契約を締結している民間賃貸住宅に係る家賃

(3) 助成金額

年間 30 万円

※助成金額は4月から翌3月までの賃貸借契約の期間内で決定する。

(4) 助成限度

1 世帯年間 30 万円 2 回まで

(5) その他

単年度で、かつ一括での支払を行うことから、当該助成金については、所得税法上一時所得として取り扱われ、年間 50 万円までは所得から特別控除される。

2 転居費用助成制度について

住宅確保要配慮者が住環境改善や家賃負担の軽減等のために区内で転居する際に要する初期費用等を助成し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な転居を支援する。

- (1) 助成対象
 - ①以下のすべてに該当する世帯を対象とする。
 - ○民間賃貸住宅に居住する住宅確保要配慮者であること
 - ○区内に2年以上居住していること
 - ○世帯の所得が月収 15 万 8 千円以下(満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもがいる世帯にあっては、月収 21 万 4 千円以下)であること(区営住宅の入居条件と同額)
- ②上記に該当する場合であっても、以下の場合は対象外とする。
 - ○居住支援協議会による仲介手数料、家賃等債務保証料の一部助成、及び国の制度である 転居に係る住居確保給付金を受給している場合
 - ○生活保護法に規定する住宅扶助費等の公的な給付等を受けている場合
- (2) 助成対象経費
 - ○区内の民間賃貸住宅へ転居する際に係る初期費用(敷金、家賃、共益費分を除く)
 - ○転居先への家財の運搬費用
- (3) 助成金額

単身世帯:上限15万円 2人以上の世帯:上限20万円

※特定財源:生活支援付すまい確保事業補助金

(補助率): 都 1/2 補助金限度額: 400 万円

(4) 助成限度

1回

3 今後のスケジュール(予定)

令和7年 3月 要綱制定

4月 制度開始